
新型コロナウイルス感染症対応に係る 文化芸術関係の支援について



令和2年度 補正予算の概要

【1号補正】

※文化芸術・ライブエンタメ分野向け支援策 予算合計 約1500億円
21億円※

○文化施設の感染症防止対策事業

博物館や劇場・音楽堂等の文化施設の再開に向けた感染症予防対策（時間制来館者システム導入、赤外線カメラ設置・空調設備・空気清浄機・アルコール消毒液等）への支援

○生徒やアマチュアを含む地域の文化芸術関係団体・芸術家によるアートキャラバン

13億円※

ふたたび文化芸術の熱意を取り戻すため、各分野の芸術団体・芸術家・地公体等の力を合わせ、舞台芸術・メディア芸術・伝統芸能・生活文化・国際文化交流・多種多様な子供向けの文化体験・展示展覧会等を全国各地で開催するなど国民の文化芸術への熱意を復活させる事業を開催

○子供のための文化芸術体験の創出事業

13億円※

今回の学校休業にあわせ中止せざるを得なかった児童劇等の鑑賞教室が多く発生したことを踏まえ、子供たちに対し質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を拡充することで冷え込んだ文化芸術への関心を取り戻す

○最先端技術を活用した文化施設の収益力強化事業

14億円※

今回の文化施設の閉館による鑑賞環境の縮小を踏まえ、舞台芸術の高精細なコンテンツの配信や博物館の高精細動画を用いた展覧会など新しい鑑賞モデル事業を実践することにより、鑑賞環境を抜本的に改革し自律的な運営を目指す

【2号補正】

○文化芸術・スポーツ活動の継続支援

509億円※

舞台芸術の活動自粛を余儀なくされたフリーランスを含む文化芸術・スポーツ関係団体等に対して、今後一層の感染対策をはじめとする、活動の継続に向けた積極的取組等に必要な経費を支援し、文化芸術・スポーツの振興を図る。

○文化芸術収益力強化事業

50億円※

舞台芸術等において、各分野の特性を生かした新しい鑑賞環境の確立などの収益力確保・強化の取組を実践することにより、文化芸術団体の収益構造の抜本的な改革を促進する。

（他省庁と連携する取組）【1号補正】

「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金」

878億円（経産省）※

・コンテンツ関係事業者（伝統芸能含む）に対し、海外展開のためのプロモーションとしての費用の一部を補助。

「Go To Eventキャンペーン」

1.7兆円（経産省）

・一定期間に開催されるイベント・エンターテインメントのチケットを購入した消費者に対し、割引・クーポン等を付与。

「事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援」

2.3兆円（経産省）

・他省庁が行う支援についても、文化芸術をはじめとする幅広い業態の特殊性も踏まえたものとなるよう協力するとともに、文化芸術関係者の個別のニーズに応じて、具体的にどのような制度が利用できるのか等、情報提供等を行う。

文化芸術関係者への支援

(※下線部は、令和2年度第2次補正予算における措置)

▶は他省庁と連携する取組等

融資や給付金等の対応について（政府全体の取組）

- ▶金融公庫等による**緊急貸付・保証枠の拡充**
 - ▶雇用調整助成金の**特例措置の拡充**
 - ▶**小口融資の拡大**
 - ▶事業継続に困っている**中小・小規模事業者等への支援（持続化給付金、家賃支援等）**
- ▶全国全ての人々への**新たな給付金（特別定額給付金）**
- ※具体的にどの制度が利用できるのか等、文化芸術関係者の個別のニーズに応じた情報提供等を行います。
- ※文化芸術をはじめとする幅広い業態の特殊性も踏まえたものとなるよう協力します。



相談窓口及び各事業の公募情報等は文化庁HPよりご確認ください。

<文化芸術復興創造基金>

<相談窓口>



<公募情報>



<税制情報>



新規

活動継続・技能向上等への支援

感染拡大の影響により、舞台芸術等の活動自粛を余儀なくされた**フリーランスを含む実演家や技術スタッフ等に対して活動の継続に向けた積極的取組等を支援**します。

文化施設が負担したキャンセル料への対応

感染拡大防止に向けた対応等により生じた**指定管理者制度を導入している施設のキャンセル等による減収について、地方公共団体における適切な運用を依頼**します。

文化施設の再開支援

文化施設における**感染症予防対策**、混雑緩和策としての**時間制来館者システム導入**を支援します。

拡充

文化芸術団体の収益力強化

（最先端技術を活用した鑑賞環境等改善）

動画制作・配信、教育コンテンツ等の制作支援等による**鑑賞環境・収益力強化等のモデルの構築**を行います（第1次補正の追加計上）。

- ▶一定期間に開催されるイベント・エンターテインメントのチケットを購入した消費者に対し、**割引・クーポン等を付与**。
〔経産省と連携〕
- ▶公演を延期・中止した主催事業者に対して、今後実施する無観客公演をはじめとする**ライブ公演の開催及びその収録映像を活用した動画の制作・海外配信の費用の一部を補助**〔経産省と連携〕

アートキャラバン

生徒・アマチュアを含む**芸術団体**やフリーランスを含む**芸術家による公演・展示を全国開催**します。

子供たちの文化芸術の鑑賞・体験機会の創出

学校一斉休業で中止せざるを得なかった**鑑賞教室や子供の文化芸術体験活動を支援**します。

チケット払戻請求権放棄を寄附金控除とする

税制改正

文化芸術に係るイベントの入場料等について観客等が払戻請求権を放棄した場合には、当該放棄した金額について、**寄附金控除の対象**とします。

（独）日本芸術文化振興会に創設した文化芸術復興創造基金をはじめ、国民全体で文化芸術活動を支援する機運を醸成

全国高等学校総合文化祭のweb開催をはじめ、文化部活動における発表の場の確保を積極的に推進

自粛要請期

再開期

反転攻勢期



新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、舞台芸術等の活動自粛を余儀なくされた文化芸術関係団体においては、今後、一層の感染対策を行いつつ、活動の再開に向けた準備を進める必要がある。そのため、文化芸術関係者・団体に対して、直面する課題を克服し、活動の継続に向けた積極的取組等に必要な経費を支援し、文化芸術の振興を図る。

文化芸術活動への緊急総合支援パッケージの全体像

文化芸術活動の継続支援 509億円（一部、スポーツを含む。）

【1】標準的な取組を行うフリーランス等向け（活動継続・技能向上等支援A-①）

- ・ 簡易な手続き・審査により、活動費を支援（20万円まで）
- ・ プロのフリーランスの実演家・技術スタッフ等の以下の取組などを支援
練習のための稽古場の確保、技能向上のための研修資料等の購入、調査・制作準備 等

【2】より積極的な取組を行うフリーランス等向け（活動継続・技能向上等支援A-②）

- ・【1】の取組に加え、動画収録・配信による活動の発信等、発展的取組を追加して行うことで150万円まで応募可能

【3】小規模団体向け（活動継続・技能向上等支援B）

- ・ 活動費を支援
（150万円まで。複数のフリーランス等と連携して取り組む共同事業も応募可能＜1,500万円まで【10者の場合】＞）
- ・ 小規模団体の以下の取組などを支援
コロナ感染症対応の新たな公演・制作の企画 等（動画等による公演等の収録・配信、広報コンテンツの作成、感染症防止に対応した集団練習の実施等）

文化芸術収益力強化事業 50億円

【4】中・大規模団体向け ※ 小規模団体も応募可。

- ・ コロナ後を見据えた新たな市場開拓・事業構造改革の取組等を支援

趣旨

新型コロナウイルス等の感染症対策では、**感染のおそれのある発熱者の確認のための赤外線カメラ装置等や、空調換気や消毒液の衛生面の予防対策、さらにはキャンセル等で中止していた公演の再開に伴う環境整備が必要**である。劇場・音楽堂、博物館等の文化施設においてその対策支援が求められていることから、これら経費を支援する。

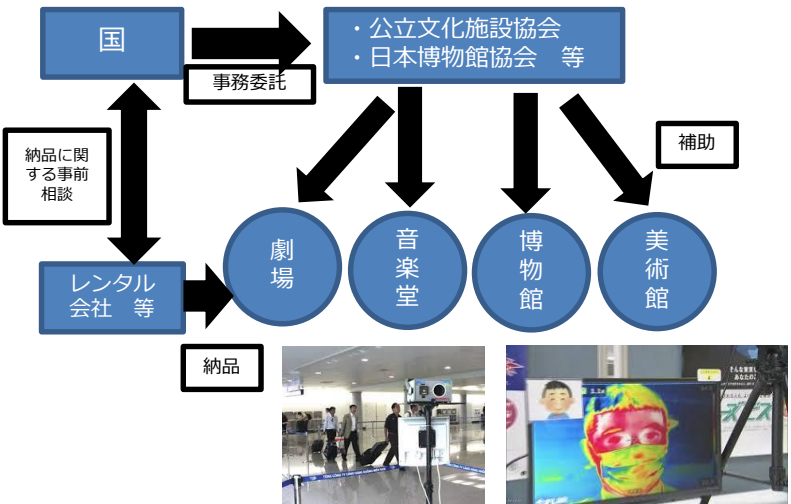
また、感染症対策においては、**混雑緩和が有効**とされていることから、美術館・博物館において、**時間制来館者システムを導入することは感染症を防止する**こともあり、そのための経費を支援する。

事業内容

◎事業概要

1) 文化施設感染症予防等事業

全国の劇場・音楽堂、博物館等の文化施設が発熱者確認のためのサーモグラフィーや会場の換気を行うための空気清浄機等の感染症予防経費、公演再開時の環境整備を支援する。また、大型施設等の一定要件を満たす文化施設の空調設備の改修等を支援する。



サーモグラフィーによる感染者確認

支援

- 1,735百万円
- ・対象施設：劇場・音楽堂、博物館
- ・支援対象：赤外線カメラ装置、空気清浄機、消毒液、再開のための環境整備等、空調設備の改修
- ・補助率：1/2（上限4百万円（原則））

2) 時間制来館者システム導入支援

博物館の「時間制来館者システム」は、混雑緩和に効果が高く、今後普及を図るべきシステムであり、チケットレス化も合わせたシステム導入の経費を支援する。

◀時間制来館者を導入している博物館▶

◎アーティゾン美術館



◎川崎市藤子F不二雄ミュージアム



- 300百万円
- ・補助率：2/3（上限3百万円）
- ※ 対象事業者は、混雑緩和効果などの事業の成果を検証し、国に報告すること。

※事務委託費等：49百万円

概要

新型コロナウイルスの感染拡大により、活動自粛を余儀なくされた地域の文化関係団体・芸術家を中心としてアマチュアを含む芸術団体やフリーランス等（約18万人が地域の文化活動を自粛、文化庁活動の発表の中止・延期件数が687件等）、文化芸術関係者の力を合わせ、舞台芸術・メディア芸術・伝統芸能・生活文化・国際文化交流等の公演や展示・展覧会等を開催するとともに、障害者を含む多様な子供の文化体験・発表機会等を確保するなど、地域住民参加型の活動を全国各地で実施する。

こうした取組を通じて文化芸術に対する関心を高め、多様で特色ある文化芸術を振興し、地域住民の文化芸術活動を推進する。

事業の内容

（実施主体）

- ・地域の文化関係団体・芸術家・アマチュアを含む芸術団体
フリーランス・文化芸術関係者 等

（実施内容）

- ・舞台芸術・メディア芸術・伝統芸能・生活文化・国際文化交流の公演や展示・展覧会等
- ・障害者を含む多種多様な子供の文化体験・発表機会等の確保

（実施地域）

- ・全国25地域で開催



期待される事業効果

開催
アートキャラバンの

文化庁及び各分野の芸術団体、フリーランス、都道府県、全国規模または地域の文化関係団体等文化芸術関係者の連携・協力

- ・子供の文化体験や発表機会の確保
- ・特色ある地域文化の全国発信
- ・文化芸術活動への関心・熱意を取り戻す

- ・我が国全体の文化芸術団体のネットワークの構築
- ・国内の文化芸術活動の活発化
- ・地域の文化団体等のレベルアップ、活性化
- ・都道府県の知名度・イメージの向上
- ・地域経済活性化・観光集客の向上

要求内訳

@51,500千円 × 25地域 = 1,287百万円 ほかに事務委託費 30百万円

- 義務教育期間中の子供たちが質の高い文化芸術に触れる機会の充実に努める。
- より多くの文化芸術の鑑賞・体験が可能となるよう地方公共団体への呼びかけなどを行う。将来的には、地方公共団体の自主事業等も含め、義務教育期間中毎年1回は、文化芸術の鑑賞・体験ができる環境を整えることを目指す。
- これまでの実演芸術に新たにメディア芸術分野を追加・拡充することにより、今まで以上に発想・創造力等を育むことによって、より充実した芸術教育の推進を図る。
- 他教科と比べ、学校内における研鑽の機会が乏しい美術や音楽といった芸術系教科等担当教員等への研修等を通じた学びの機会を確保するとともに、今後の芸術教育の方向性や文化と教育両分野の一体的な学習プログラムの構築等を検討する。

- 1 巡回公演事業(国が一流の文化芸術団体を選定し、小学校・中学校等において実演芸術公演を実施する)
- 2 合同開催事業(山間、へき地、離島など鑑賞機会に恵まれない地域に存する小学校・中学校等について、合同で実演芸術公演を実施する)
- 3 芸術家の派遣事業(個人又は少人数の芸術家が学校を訪れ、講話、実技披露、実技指導を実施する)
- 4 コミュニケーション能力向上事業(芸術家による表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップ等を実施する)
- 5 芸術教育における芸術担当教員等研修事業(小・中学校等の芸術担当教員への研修及び実演鑑賞を実施するとともに、交流会等の意見交換の場を設ける)

【追加枠】子供たちの文化体験機会の創出

新型コロナウイルス感染症の影響による学校の一斉休業をした結果、中止せざるを得なかった児童劇等の鑑賞教室について、特別枠として、多くの公演が中止となった児童劇団体等に協力を依頼し、令和2年度の巡回公演予定校とは別に、影響を受けた学校や、これまで本事業に採択されていない学校を優先しつつ、巡回特別公演等を実施することにより、子供たちが質の高い文化芸術に触れる機会を創出し、冷え込んだ文化芸術への関心を取り戻す。

□追加公演750公演(学校鑑賞教室中止件数504件+普及促進246件)



豊かな創造力・想像力を養う

思考力やコミュニケーション能力など
社会人としての素養を身につける

将来の芸術家や観客層を育成し、
優れた文化芸術の創造につなげる

趣旨

多くの公益性のある舞台芸術団体や劇場、博物館では、入場料収入を中心に経営を維持しており、新型コロナの感染拡大による影響で、大幅な収益の減少により運営の危機に晒されている。収益構造の改革として、実際の鑑賞のみならず、8K等の高精細コンテンツの配信等を最大限活用し、各分野の特性を活かした新しい鑑賞モデルの実践や、博物館においても、博物館の持続可能な博物館運営に資する取組として、高精細コンテンツを活用した展覧会等のモデル事業を実践することにより、国内の新たな鑑賞者の拡充や海外需要を引き寄せることで、収益構造の抜本的な改革、舞台芸術団体や劇場、博物館の自律的な運営を目指す。今回のモデル事業を通じて費用対効果を検証し、持続的なモデルを探求していく。

◎事業概要

(1) 最先端技術鑑賞モデル構築事業

舞台芸術の各分野の特性を活かした新しい鑑賞モデルを実践。舞台芸術の収益構造では会場の収容人員以上の収入を得ることは困難であり、新型コロナによって無観客の動画配信の取組等、新たな収益構造を模索する。

また、博物館の文化資源を高精細コンテンツ等を活かした展覧会や教育事業等、新たな鑑賞モデルを実践する。

- ・海外配信によるグローバルな顧客の創出
- ・ライブビューイング等の同時配信による収入機会の拡充
- ・高精細画像でのアーカイブ化による配信コンテンツの充実
- ・学芸員の解説付きの展覧会動画配信
- ・学校教育に活用できる教育コンテンツの制作・配信 等

(びわ湖ホール)

実施日：令和2年3月7～8日
会場：びわ湖ホール（無観客）
実施方法：動画配信サイト「YouTube」で無料生配信
視聴回数：1日約1万2千人、延べ20万人（3月12日報道現在）
（参考）3月12日付朝日新聞（夕刊）3面『無観客でも盛り切った「頂上」』



(2) 博物館異分野連携モデル構築事業

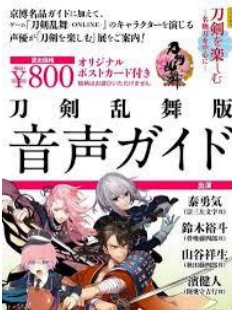
博物館×アニメ、博物館×ゲーム、博物館×マンガ等、エンタメコンテンツと博物館は、文化資源の解説・展示という観点から連携しやすい組み合わせであり、「文化で稼ぐ」視点から博物館の取組を調査・分析を行う。

◎異分野（アニメ、ゲーム、マンガ等）



◎博物館（美術、歴史、自然史、動水植）

÷ 2.5次元



事業

内容

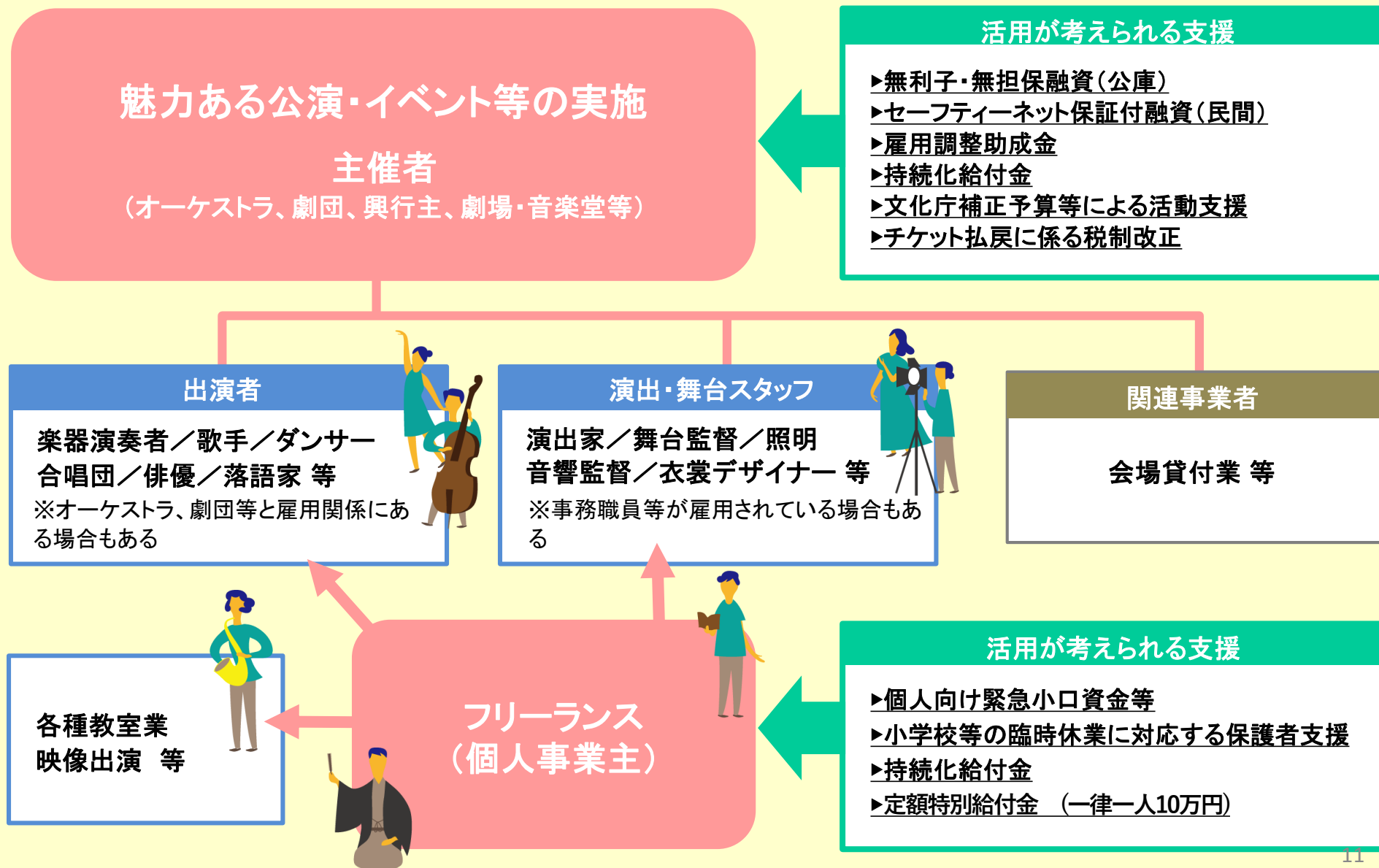
支援

- 920百万円（公益性のある舞台芸術団体や劇場、博物館を対象）
 - ・舞台芸術 720百万円（@24百万円×5分野×6事業）
 - ※5分野：音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能
 - ・博物館 200百万円（@10百万円×4分野×5事業）
 - ※4分野：美術、歴史、自然史、動・水・植

- 500百万円
 - ・16事業（異分野連携）×1件30百万円
 - ※4分野：美術、歴史、自然史、動・水・植
 - ・事務委託等：20百万円

新型コロナウイルスの影響を受ける文化芸術関係者に対する支援(全体イメージ図)

令和二年度一次補正予算成立時点の支援策。



新型コロナウイルスの影響を受ける文化芸術関係者に対する支援(例)

※以下に挙げるのは一例であり、個別のニーズに応じた支援策については、文化庁HP「文化芸術関係者に対する支援情報窓口」(https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/2020020601.html)を活用し、御検討ください。

令和二年度一次補正予算成立時点の支援策。

例1 フリーランス実演家(ダンサー) Aさんの場合

- 
- ・個人事業主
 - ・複数の相手方から依頼を受け、
①公演 ②映像出演 ③アマチュア指導 など実施
⇒イベント自粛等により収入がほぼゼロに

※フリーランスの演出・舞台スタッフ等も同様の扱い
※団体等と雇用関係にある場合でも、個人事業主として活動している者も多い

活用が考えられる支援

- ▶個人向け緊急小口資金、生活支援費(世帯向け)
 - ▶小学校等の臨時休業に対応する保護者支援
 - ▶持続化給付金(上限100万円)
 - ▶定額特別給付金(一律一人10万円)
- ※その他、地方税や電気・ガス料金の支払猶予など

例2 地域で活動する B劇団

- 
- ・有限会社
 - ・劇団員は日雇用
 - ・事務所や稽古場あり(賃貸月数十万円)
⇒収入が激減する中、固定費の支出が続き
経営難に

活用が考えられる支援

- ▶セーフティーネット保証付融資(民間金融機関)
- ▶無利子・無担保融資(日本政策金融公庫)
- ▶持続化給付金(上限200万円)
- ▶文化庁補正予算等による活動支援(下記参照)
- ▶チケット払戻請求権放棄を寄附金控除とする税制改正

※各劇団員やスタッフ等は、上記「例1」の個人向け支援も利用可能

新型コロナウイルスの影響を受ける文化芸術関係者に対する支援(例)

令和二年度一次補正予算成立時点の支援策。

例3

全国規模で公演するCオーケストラ

- ・財団法人
- ・チケット収入が主。年予算数億円規模
- ・多数の楽団員の雇用有り

⇒収入が激減する中、固定費の支出が続き
経営難に。雇用を守る必要も。

(被雇用者は、雇用調整助成金の活用により休業中でも
給与の支払いを受けられる)

活用が考えられる支援

- ▶無利子・無担保融資(日本政策金融公庫)
- ▶雇用調整助成金
- ▶持続化給付金(上限200万円)
- ▶文化庁補正予算等による活動支援(下記参照)
- ▶チケット払戻請求権放棄を寄附金控除とする税制改正

※各楽団員やスタッフ等は、「例1」の個人向け支援も利用可能

※会場貸付業や各種教室業等についても、セーフティーネット保証付き融資や無利子・無担保融資(日本政策金融公庫)等、各種制度の活用が考えられる。

【参照】文化庁一次補正予算による活動支援

- アートキャラバンの開催
- 子供たちの文化芸術の鑑賞・体験機会の創出
- 最先端技術を活用した鑑賞機会等改善

(他省庁と連携する取組)

- ▶「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金」【経産省】
- ▶「Go To Event キャンペーン」【経産省】

※各種制度については、要件緩和等を随時実施
最新の情報、解説等について、文化庁HP「文化芸術関係者に対する支援情報窓口」において発信中です。

https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/2020020601.html

文化芸術関係の感染拡大予防の主なガイドライン

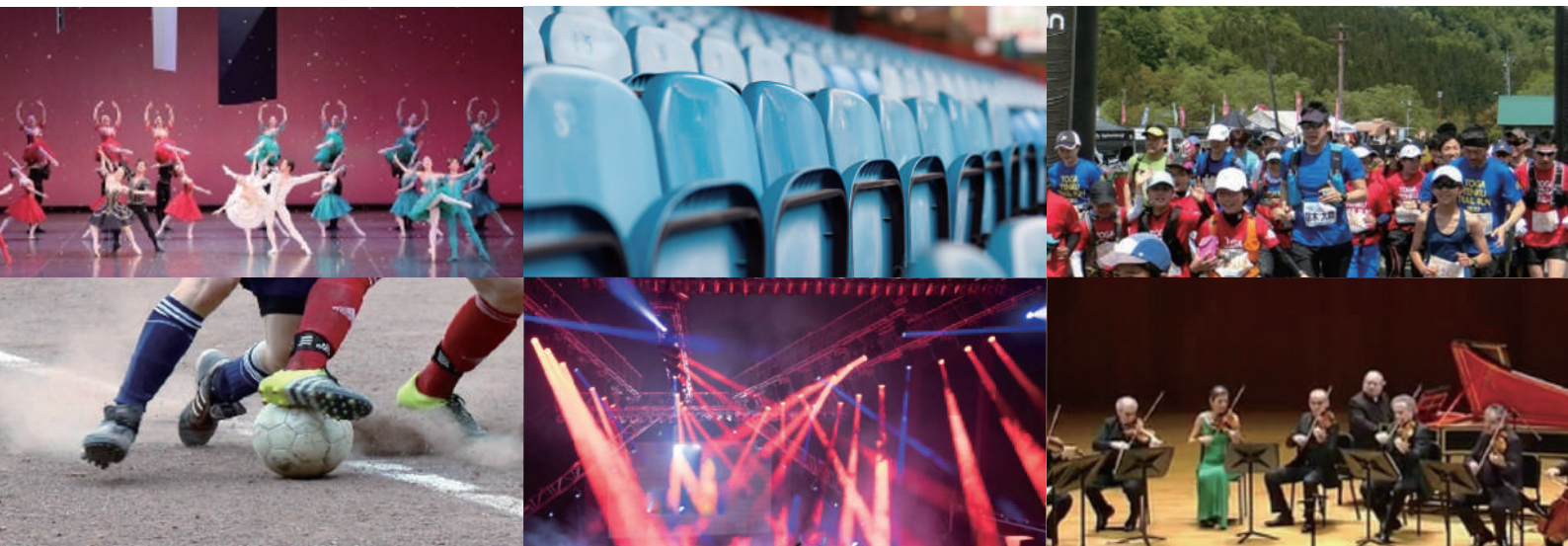
文化庁では、関係文化団体等における感染拡大予防ガイドライン等について、作成にあたって助言を行うとともに、文化庁HPにおいて公表。

ガイドライン名	作成団体名	公表日
博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン	公益財団法人日本博物館協会	令和2年5月14日
劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン	公益社団法人全国公立文化施設協会	令和2年5月14日
音楽コンサートにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(無観客公演関係)	一般社団法人コンサートプロモーターズ協会 一般社団法人日本音楽事業者協会 一般社団法人日本音楽制作者連盟	令和2年5月27日
クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン	クラシック音楽公演運営推進協議会	令和2年6月12日
舞台芸術公演における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン	緊急事態舞台芸術ネットワーク	調整中
ロケ撮影支援における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン	特定非営利活動法人 ジャパン・フィルムコミッション	令和2年6月24日

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止等した文化芸術・スポーツイベントの
**チケットを払い戻さず「寄附」することにより、税優遇を受けられる
制度が新設されました。**

新型コロナウイルス感染症に関する政府の自粛要請を受けて、ファンの間に感染が広がる最悪の事態を避けるため、それまで全力で進めてきた準備をすべて投げうち、苦渋の決断で開催を中止等した文化芸術・スポーツイベントが数多くあります。

中止等された文化芸術・スポーツイベントについて、チケットの払戻しを受けない(放棄する)ことを選択された方は、その金額分を「寄附」と見なし、税優遇(寄附金控除)を受けられる新たな制度を創設しました。



皆さんが応援するチーム・アスリートや今も力を与えてくれるアーティストなど、文化芸術・スポーツに関わる方々を応援したい、そんな「想い」を支える新しい税制が始まりました。

具体的な手続きは裏面をご覧ください⇒

寄附金控除までの具体的な流れ

STEP 1

主催者 ⇄ 文化庁・スポーツ庁

主催者からの申請に基づき、文化庁・スポーツ庁が対象イベントを指定

- 現に中止等(中止・延期・規模縮小)されたイベントを幅広く対象とします。
- 対象イベントは、文化庁・スポーツ庁のHPに順次アップします。

STEP 2

主催者 ⇄ 参加者 (払戻しを受けないことを選択された方)

参加者が対象イベントの主催者に払戻しを受けないことを連絡。
主催者から、指定行事証明書と払戻請求権放棄証明書入手。

STEP 3

参加者 ⇄ 税務署

確定申告の際に、上記2点の証明書と共に申告。
(e-taxでの申告も可能)
⇒ 寄附金として税優遇の対象となります。

(優遇内容のイメージ)

10,000円のチケット代金を払い戻さずに「寄附」

⇒好きなアーティスト等に「寄附」できた上、最大4,000円の減税！

※具体的な減税額は、寄附された方の所得額や居住されている自治体により異なります。

※税額控除の場合、(対象チケット代金合計-2,000円)×40%(+住民税分)の減税。

(注)上記「-2,000円」は、今回の特例「寄附」以外の寄附も含めた年間寄附総額に対して一回のみ適用されます。

その他の留意点

- 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに日本国内で開催予定だったものの、結果として中止等された一定の文化芸術・スポーツイベントであって、上記STEP1の手続を経て文化庁・スポーツ庁のHPに掲載されたものが対象となります。ただし、不特定多数を対象としないイベント、そもそも払戻しが受けられないイベントは対象となりません。
- 年間ごとに合計20万円までのチケット代金分が、この制度による優遇の対象となります。
- 地方税の税優遇については、居住している自治体にお問合せください。



スポーツ庁
JAPAN SPORTS AGENCY

問合せ先 文化庁 本件税制担当
03-5253-4111 (内線:4764)

スポーツ庁 本件税制担当
[観戦チケットの払戻しについて] 03-5253-4111(内線:2686)
[イベント参加料の払戻しについて] 03-5253-4111(内線:2688)

文化芸術復興創造基金について

(独立行政法人 日本芸術文化振興会)

1. 目 的

新型コロナウイルス感染症の影響により文化芸術団体は長期にわたる公演等の中止など、非常に厳しい状況にあることから、文化芸術活動の存続を支援し、今後の我が国の文化芸術の振興・普及を図るために寄附金を財源とする基金を創設する。

2. 寄附金の概要

募集期間 令和2年5月～

寄附の申込 一口1,000円から

寄附金の使途 文化芸術団体等の事業活動を継続するための支援。

＜事業活動の種類＞

①舞台芸術等

音楽（オーケストラ・オペラ・室内楽・合唱・吹奏楽等）

舞踊（バレエ・現代舞踊・民族舞踊等）

演劇（現代演劇・児童演劇・人形劇・ミュージカル等）

伝統芸能（古典演劇・邦楽・邦舞・落語・講談・浪曲・漫才・奇術・太神楽等）

美術、デザイン、建築、メディア芸術

②地域文化関係 文化施設・地域文化団体の公演・展示

③文化財関係 文化財保存伝承等

④映画芸術関係 映画祭、映画製作等

税制上の優遇措置 団体は法人税、個人は所得税

3. 支援の概要

助成募集期間 1,000万円以上集まった段階で実施。

助成対象 舞台芸術等活動、地域文化関係活動、文化財関係活動、映画芸術関係活動を行う文化芸術団体等で、令和2年2月1日以降、新型コロナウイルス感染拡大による影響を受けて、事業活動が停滞し、助成を希望する月の前月以前の月の収入が前年同月比で減少している場合。

助成金額 100万円単位

※募集時に、対象分野や収入の減少率の設定、助成金額を変更する場合があります。



文化芸術団体等の持続的な活動を支援していただく

文化芸術復興創造基金のご案内

●文化芸術復興創造基金とは

我が国の文化芸術の振興・普及を目的に、文化芸術団体等の事業活動継続にご支援いただくための基金です。



狂言「麻生」 撮影:前島写真店 前島吉裕

●文化芸術復興創造基金に寄附すると

所得税が軽減するメリットを受けられます。
※確定申告での「寄附金控除」として利用できます。

●詳しくは

日本芸術文化振興会ウェブサイト
をご覧ください。

<https://www.ntj.jac.go.jp/kikin/shien/reconstruction.html>

●お問い合わせ

日本芸術文化振興会基金部企画調査課
kikakuchosa-nt@ntj.jac.go.jp
TEL 03-3265-6302



日本フィルハーモニー交響楽団 第674回東京定期演奏会
撮影:浦野 俊之

●文化芸術復興創造基金の使い道

新型コロナウイルスの影響を受けて、公演活動等が行えなかった文化芸術団体等の活動費の一部に役立てさせていただきます。

※ジャンルを指定したご寄附も承ります。

(音楽、舞踊、演劇などの舞台芸術、美術、地域文化、文化財、映画芸術の活動など)

※ただし、対象とする活動を限定して支援する場合がございます。



東京バレエ団 ブルメイステル版『白鳥の湖』第2幕より
Photo : Kiyonori Hasegawa

——文化芸術復興創造基金について——

このたびの新型コロナウイルスに罹患された皆様と、感染拡大により日々の営みに影響を受けられている皆様に、心よりお見舞い申し上げます。◆日本芸術文化振興会は、芸術家や芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動、その他の文化の振興や普及を図るための活動に対し、国の補助金及び芸術文化振興基金による援助を行っております。◆このたび、新型コロナウイルス感染症の影響によって文化芸術活動には多大な困難が生じており、振興会としては助成金の運用の弾力化や交付の早期化に懸命に努力を重ねております。しかしながら、公演等の事業の中止・縮小等が続き、多くの文化芸術団体にとって今や活動を存続させること自体が危機に直面しています。◆心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持つ、文化芸術団体等の事業活動の継続を支援するため、日本芸術文化振興会として、このたび「文化芸術復興創造基金」を創設いたしました。◆この基金へのご寄附は、様々な文化芸術を支援するための資金とさせていただきます。どうかこの基金設立の趣旨にご賛同を賜り、格別のご協力とご支援をいただきますようお願い申し上げます。

◆独立行政法人日本芸術文化振興会 理事長 河村潤子◆

文化芸術復興創造基金と所得税等の控除

いただいたご寄附の額に応じて「寄附金控除」（所得控除）という税制上の優遇措置の対象となります。

$$\text{寄附金額(A)} - 2,000 \text{ 円} = \text{所得控除額}$$

※(A)は次のいずれか低い金額となります。

(1)その年に支出した特定寄附金の額の合計額 (2)その年の総所得金額等の40%相当額

※具体的な減税額は、寄附された方の所得額により異なります。

※住民税（地方税）については、各自治体にお問合せください。

※法人の場合は一般の寄附金とは別枠で損金に算入することができます。

文化芸術復興創造基金への寄附手続き

1. 「寄附申込書」に必要事項を記入してお送りください。（ウェブサイトの様式をご利用ください）

お送り先：kikakuchosa-nt@ntj.jac.go.jp

（郵便の場合） 〒102-8656 千代田区隼町 4-1 日本芸術文化振興会基金部企画調査課 宛て

2. ご寄附をお振込みください。（恐れ入りますが振込手数料はお客様のご負担となります）

・銀行振込の場合

みずほ銀行 虎ノ門支店 普通口座 4505032 （口座名義：独立行政法人日本芸術文化振興会）

※みずほ銀行本支店の窓口に関り、振込手数料が無料で行える振込依頼書をご用意しております。ご申請のご住所に郵送いたしますので、こちらをご利用の場合は振込手続きを進めず、振込依頼書の到着をお待ちください。

・クレジットカード決済の場合

※ただいま準備中です。

ご注意事項

- ・確定申告の際に必要な領収証を発行いたします。ご寄附受付日が領収証の日付となり、翌月末を目途に発行・送付いたします。再発行はできませんので、大切に保管をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に伴う 文化芸術に関する各種支援のご案内

2020年6月30日時点

クリックでWEBサイトに飛びます（準備中のものを除く）

文化庁の電話は文部科学省
代表 03-5253-4111 から

劇場・音楽堂、博物館の 感染症防止のために	文化施設の 感染症防止対策事業	400万円まで（原則） 300万円まで	文化庁 企画調整課 （内線3056、4897）	公募期間 （5/25～6/19）
博物館の時間制 来館者システムを導入				
博物館の新しい 鑑賞モデルを導入	最先端技術を活用した 文化施設の 収益力強化事業	1,000万円程度 3,000万円程度	文化庁 企画調整課 （内線3056）	公募準備中 （6月下旬～）
博物館とエンタメ コンテンツとの連携を支援				
フリーランスの 実演家等を支援	文化芸術・ スポーツ活動の 継続支援	簡易な手続・ 審査による活動費支援 20万円まで 150万円まで応募可能	文化庁 参事官 （芸術文化担当） （内線2828、2831）	公募準備中 （7月上旬を目処に 募集案内 公表予定）
より積極的な取組を行う フリーランス等を支援				
小規模な 文化芸術団体を支援		150万円まで 複数のフリーランス等と連携して取り組む共 同活動も応募可能（1,500万円（10者）まで）		
中・大規模な 文化芸術団体を支援 小規模団体も応募可	文化芸術 収益力強化事業	事業規模に応じた支援	文化庁 参事官 （芸術文化担当） （内線2084）	公募準備中 （7月上旬～）
中止となった 鑑賞教室等の実施を支援	子供のための文化芸術 体験の創出事業	全額支援	文化庁 参事官 （芸術文化担当） （内線2835）	公募準備中 （7月～）
地域住民参加型の 活動を各地で実施	地域の文化芸術関係団体 ・芸術家による アートキャラバン	1地域当たり 5,000万円程度	文化庁 参事官 （芸術文化担当） （内線3145）	公募中 （6/26～7/17）
文化芸術イベントのチケット を払い戻さずに寄附する 仕組みの導入	チケット払戻請求権 放棄を寄附金控除とする 税制改正（チケット寄附税制）	例えば、10,000円の チケット代金を寄附すると、 最大4,000円の減税	文化庁 税制担当 （内線4764）	対象イベントを 募集中

クリックでWEBサイトに飛びます（準備中のものを除く）

公演を実施し、その収録映像を海外に発信	コンテンツグローバル需要創出促進補助金 J-LODlive	5,000万円まで	特定非営利活動法人 映像産業振興機構 050-5370-7186	公募中
中小・小規模事業者等への支援	持続化給付金	●中小法人等：200万円まで ●フリーランスを含む 個人事業者：100万円まで	持続化給付金 事業コールセンター 0120-115-570	公募中
小規模事業者の販路開拓等を支援	持続化補助金	100万円まで ＋ ●事業再開枠：50万円まで ●追加対策枠：50万円まで （「追加対策枠」はライブハウス等が対象）	全国商工会連合会 03-6670-3960 日本商工会議所 03-6447-5485	公募中
地代・家賃の負担を軽減	家賃支援給付金	●法人：600万円まで ●個人事業者：300万円まで	準備中	詳細は検討中
休業手当等を支払った雇用維持事業主に助成	雇用調整助成金	●休業の助成率： 4/5（中小）、2/3（大企業） ●解雇等を行わない場合： 10/10（中小）、3/4（大企業） 助成額は、一人一日当たり 15,000円まで	雇用調整助成金 コールセンター 0120-60-3999	申請受付中 （9月末まで）
一時的な資金が必要な方のための緊急の貸付	個人向け緊急小口資金等	●緊急小口資金：20万円まで （個人事業主等） ●総合支援資金：月20万円まで （3ヶ月以内） 償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除	個人向け緊急小口資金 ・総合支援資金相談 コールセンター 0120-46-1999	受付中 （9月末まで）
自治体を実施する事業を支援	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	自治体ごと	内閣府 地方創生推進事務局 03-5510-2151	自治体ごとに対応
自治体からの支援	新型コロナウイルス感染症に係る支援の取り組み （都道府県・政令指定都市）	自治体ごと	一般財団法人 地域創造 03-5573-4183	自治体ごとに対応

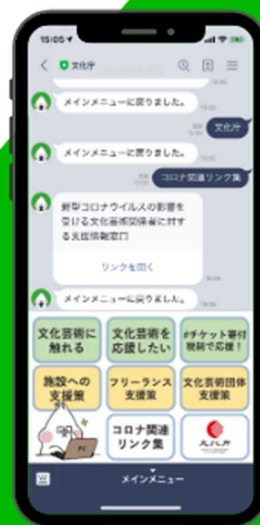
文化庁 LINE 公式アカウントの開設

～ 文化芸術に関する情報をお届けします ～

LINE公式アカウント 開設しました。

文化芸術に関する情報をお届けします

LINE 友だち追加



文化芸術を楽しみたい・応援したいなど幅広い方々に向けて、
それぞれが必要とされている情報をお届けすることを目的に、
文化庁 LINE 公式アカウントを開設しました。

今後、掲載内容の充実等を行ってまいります。

(掲載内容)

- 文化庁広報誌「ぶんかる」
- 文化芸術復興創造基金
- チケット寄附税制
- 新型コロナウイルス感染症対策の各種情報など

新型コロナウイルス感染症に関わる文化芸術支援(各国比較)

2020/07/2現在

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
(概括) 分野横断施策による支援	4月7日、事業規模108兆円の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」発表。「持続化給付金」(2.3兆円)で中小企業に上限200万円、個人事業主に上限100万円を給付し、文化芸術の特殊性を踏まえて対応。全国すべての人々へ一律に一人当たり10万円の「特別定額給付金」を給付。雇用調整助成金の特例、緊急小口資金等の特例を実施。 5月27日、事業規模117兆円の第2次補正予算案が発表。	3月27日、総額2兆ドル(214兆円)の「新型コロナウイルス支援・救済・経済安定法」(CARES Act)による救済パッケージ発表。 納税者への現金給付(所得制限のもと個人に1,200ドル(13万円)を給付)、企業・自治体支援5,000億ドル(54兆円)、中小企業支援3,700億ドル(40兆円)により失業保険の受給条件緩和等。	3月17日、3,300億ポンド(44兆円)の政府保証貸付による産業界支援と2020年度予算における300億ポンド(4兆円)の追加支援を発表。 3月26日、個人事業主への支援策を発表。個人事業主に月額2,500ポンド(34万円)を上限に、過去3年の平均月収の80%を3か月給付。	3月17日、総額450億ユーロ(5兆円)の緊急企業支援策を発表。休業手当を国が全額補填。「コロナウイルスの影響を受けた企業の連帯基金」(10億ユーロ)(1,206億円)により小規模企業、非営利団体、フリーランス等に月額最大1,500ユーロ(18万円)を支援。 4月15日、「連帯基金第二部」が発表。大きな影響を受けた零細/中小企業・団体に2,000ユーロ(24万円)～5,000ユーロ(60万円)給付(国が70億ユーロ(8,439億円)拠出)。	3月23日、1225億ユーロ(15兆円)の緊急対策パッケージを発表。500億ユーロ(6兆円)の個人事業主・零細企業向け包括パッケージの枠組みで、個人事業主又は従業員5人以内の企業に9,000ユーロ(108万円)、従業員10人以内の企業に1万5,000ユーロ(181万円)を給付。同時に、6,000億ユーロ(72兆円)規模の「経済安定化基金」設立発表。 6月3日、1300億ユーロ(16兆円)の景気刺激・危機克服・未来パッケージを発表。
(概括) 文化芸術固有の支援の概括	第1次補正予算で文化庁が61億円の支援事業を、経産省が文化庁連携としてコンテンツグローバル需要創出促進事業878億円を新設。「Go Toキャンペーン事業」1.7兆円を新設。 第2次補正予算案で文化庁が文化芸術活動への緊急総合支援パッケージ560億円を発表。 中止イベントのチケットを払い戻さない寄付金控除を新設。	米国芸術基金(NEA)が非営利芸術団体向けに7,500万ドル(80億円)の支援を発表。プロジェクトベースの事業費助成でなく、運営費に充てることを可能とし、通常の受給要件であるマッチングファンドも不要とする。	アーツカウンシルが1.6億ポンド(215億円)の緊急支出を決定。アーツカウンシル助成団体に9,000万ポンド(121億円)、それ以外の文化団体に5,000万ポンド(67億円)(1団体当たり上限3,500ポンド(47万円))、文化・創造産業従事者を対象に2,000万ポンド(27億円)(一人当たり上限2,500ポンド(34万円))を支援。	文化省と省所管の分野別事業者が2,200万ユーロ(27億円)の初期支援。アート・実験的映画上映への助成前払い、中止イベントへの助成支払い等。 音楽、映画・視聴覚への追加拠出5,000万ユーロ(60億円)、舞台芸術のアンテルミタン(失業保険)を延長。	連邦政府の個人事業主・零細企業向け包括パッケージは事業経費のみ対象であり、各州が芸術家・クリエイターへの支援として、要件を緩和、金額を追加して運用。 6月17日、文化メディア担当国務大臣が文化事業の再開支援・景気刺激策として「NEUSTART KULTUR(文化の新たな出発)」10億ユーロ(1,206億)を発表。

各国の政府プレスリリース等をもとに作成

新型コロナウイルス感染症に関わる文化芸術支援(各国比較)

2020/07/2現在

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
1. 文化芸術団体への緊急支援	◎文化庁により団体を支援(小規模団体:150万円まで、中大規模団体:150-2,500万円程度)(緊急総合支援パッケージ予算規模560億円)。 ◎最先端技術鑑賞モデル構築として、舞台芸術2,400万円、博物館1,000万円を支援(予算規模9.2億円)。 ◎中止イベントのチケットを払い戻さない寄付金控除を新設。 ●持続化給付金により中小企業に上限200万円給付。	◎米国芸術基金(NEA)により、非営利文化芸術団体に5万ドル(536万円)を給付し、通常の受給要件であるマッチングファンド不要とする(予算規模4,500万ドル(48億円))。	◎アーツカウンシルにより、アーツカウンシル助成団体に給付(明示的な上限なし)(予算規模9,000万ポンド(121億円))。 ◎それ以外の文化団体に上限35,000ポンド(470万円)を給付(予算規模5,000万ポンド(67億円))。	◎国立音楽センター基金で上限3.5万ユーロ(422万円)給付(予算規模1,150万ユーロ(14億円))。録音音楽・音楽出版救援基金(100万ユーロ(1億円))。民間舞台芸術支援緊急基金(500万ユーロ(6億円))。映画視聴覚「撮影中止補償基金」(5000万ユーロ(60億円))。 ●連帯基金により小規模企業や非営利団体等に月最大1,500ユーロ(18万円)援助。 ◎文化分野の連帯基金第二部の給付上限を1万ユーロ(121万円)。	●従業員5人以内の企業は9,000ユーロ(108万円)、従業員10人以内の企業は15,000ユーロ(181万円)受給可能。 ◎美術館等のデジタル対応に1.5億ユーロ(181億円)。 ◎文化イベント主催者がチケット払戻に代えて、再開後に同額・同種の催しに使用可能なバウチャーを文化イベント主催者が発行できるように、規制緩和。
2. 芸術家個人への緊急支援	◎文化庁によりフリーランス等を支援(標準的な取組:20万円程度、より積極的な取組:最大150万円)(緊急総合支援パッケージ予算規模560億円) ●持続化給付金により収入減の個人事業主に上限100万円を支援。 ●特別定額給付金により国民一人当たり10万円給付。	●所得制限のもと個人に1,200ドル(13万円)を給付。	◎アーツカウンシルにより、文化・創造産業従事者を対象に、一人当たり上限2,500ポンド(34万円)を給付(予算規模2,000万ポンド(27億円))。 ●個人事業主に月額2,500ポンド(34万円)を上限に、過去3年の平均月収の80%を3か月給付。	◎美術では国立造形芸術センターの緊急基金で上限2,500ユーロ(30万円)給付(基金規模50万ユーロ(6,028万円))。作家の作品購入(予算規模60万ユーロ(7,233万円))。メディア・舞台芸術では劇作家作曲家協会の緊急基金で1,500ユーロ(18万円)給付。舞台芸術のアンテルミタン受給期間を2021年8月末まで自動延長。 ●連帯基金により月最大1,500ユーロ(18万円)援助。	◎音楽、演劇、映画等の従事者に4.5億ユーロ(542億円)を支援。 ●個人事業主は9,000ユーロ(109万円)受給可能(さらに各州が上乗せ、使途緩和を実施)。 ◎NRW州は、フリーランスのプロの芸術家への緊急援助として2,000ユーロ(24万円)給付(予算規模500万ユーロ(6億円))。

●は分野横断施策、◎は文化芸術固有の施策

各国の政府プレスリリース等をもとに作成

新型コロナウイルス感染症に関わる文化芸術支援(各国比較)

2020/07/2現在

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
3. 文化芸術活動の再開後の支援	◎感染症対策支援21億円、イベント開催支援13億円、子供の体験活動支援13億円。 ◎経産省が文化庁連携としてコンテンツグローバル需要創出促進事業878億円を新設。 ●「Go Toキャンペーン事業」1.7兆円を新設。			◎アーティストによる芸術教育を拡大。2020年夏に実施するアーティストによる教育事業を公募(予算2,000万ユーロ(24億円))。 ●総額180億ユーロ(2兆円)の観光支援策(一部を文化観光支援に充当)。	◎NEUSTART KULTURに10億ユーロ(1,206億円)(私立施設の感染症対策2.5億ユーロ(301億円)、民間中小規模の文化施設及び事業支援4.5億ユーロ(542億円)、デジタル化支援1.5億ユーロ(181億円)、文化施設の収入減/支出増に1億ユーロ(121億円))。 ◎国の施設の衛生面改修(予算規模1,500万ユーロ(18億円))。
4. 支援に係る情報提供	文化庁が「新型コロナウイルスの影響を受ける文化芸術関係者に対する支援情報窓口」を設置。 https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/2020020601.html	NEAが「コロナウイルス感染症に係る芸術家・芸術団体向けの情報源」を設置。 https://www.arts.gov/covid-19-resources-for-artists-and-arts-organizations	アーツカウンシルが「コロナウイルス支援」を設置。 https://www.artscouncil.org.uk/covid19	文化省特設サイト「コロナウイルス:分野別文化支援策」設置。 https://www.culture.gouv.fr/Aides-demarches/Covid-19-le-ministere-informe-les-professionnels/Covid-19-les-mesures-de-soutien-pour-la-Culture-secteur-par-secteur	経済エネルギー省と文化メディア担当大臣の連携で設置する「文化創造産業センター」にコロナ支援特設サイトを設置。 https://kreativ-bund.de/corona
5. メディアの活用	文化庁が「外出自粛中の皆様へ～文化芸術に触れませんか～」を開設。 https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/touch_culture_art/index.html	NEAや各劇場・美術館のウェブサイトに於いて既に多くの情報、画像、動画が提供。	BBCがアーツカウンシル等と連携し「隔離期における文化:芸術文化を家庭に届ける」として文化芸術プログラムを提供。 https://www.bbc.co.uk/blogs/aboutthebbc/entries/9b107488-0154-4435-a9a1-81bd16224086	文化省が「#おうちで文化」として、所管事業者のデジタルリソースを無料公開。 https://www.culturecheznous.gouv.fr	ベルリンフィルがデジタルコンサートホールを開設(1か月無料公開、その後通常料金)。 https://www.digitalconcerthall.com/ja/news ベルリン都市州が「ベルリン・(ア)ライブ」を開設。 https://www.berlinalive.de/

●は分野横断施策、◎は文化芸術固有の施策

各国の政府プレスリリース等をもとに作成

新型コロナウイルス感染症に関わる文化芸術支援(各国比較)

2020/07/2現在

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
6. 文化芸術固有の施策の財源	「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」等に基づく補正予算。	「新型コロナウイルス支援・救済・経済安定法」(CARES Act)に基づく補正予算。	アーツカウンシルの既存事業の停止と内部留保の活用。	13億ユーロ(1,567億円)の文化芸術固有措置予算のうち9億4,900万ユーロ(1,144億円)は舞台芸術のアンテルミタン。	景気刺激・危機克服・未来包括パッケージにおける予算。 各州政府は、連邦政府の施策に先立ち、芸術家が生活費にも使用できる給付金を含む芸術文化固有の予算を編成。
7. 既存予算の使途の柔軟化等	日本芸術文化振興会は、事業を中止した場合も、中止までの活動実施に要した経費のほかキャンセル料等を助成対象とした。また、インターネット配信等を行う場合は活動を実施したと見なすとした。	NEAは、助成事業の実施にあたり、使途の変更、事業途中での終了、実施時期の変更、事業目的の変更(例:2020年の子供合唱キャンプの実施を2021年に延期し、2020年はその準備事業を行う)等の柔軟的・例外的な取扱いを認める。	アーツカウンシルは、既存事業を停止して、緊急対応パッケージに組換えた。これは、文化施設が閉館し、ツアーが中止となり、供給者が休業し、マッチングファンドが得られなくなっており、申請された事業の大多数が実現不可能となっているため。	省助成を受ける公共文化機関への文化省通達で、中止イベントについても、芸術団体・芸術家への予定報酬・費用全額支払いを推奨。 文化省は、キャッシュフロー問題を回避するため、助成金の支払い手続を簡素化する(文化省の地方部局である地域圏文化問題局が助成金を前払い)。	連邦政府は、文化イベントを中止しても補助金返還を要しないとした(芸術家へのキャンセル公演の出演料を最大2,500ユーロ(30万円)補償)。 オーケストラ向け補助金を組み替えて、フリーランスのオーケストラへの新規上演形態の実験支援(最大20万ユーロ(2,411万円)とした)。 州の例としてNWR州では、(1)中止に伴って生じる費用は、助成可能項目と見なす、(2)芸術家出演料謝金は最大67%まで補償する、として既存の助成金1.2億ユーロ(145億円)の使途を柔軟化した。